

仕法報告書〔C〕

壹 (一七二二) (享保七年九月) 三月 甘樂郡檜原村ほかの御巣鷹山巣下ろし

一 御巣鷹巣おろし之事

(「卵割」  
かいわり申候而十八九日・廿日程ニ而おろし可レ申事  
一 飼飼之事

鶴 壱居ニ一日ニ六ツ七ツ程ツゝ、すゝめかい可レ申事、「壹

度ニ雀二ツ程ツゝ、飼可レ申候、一日ニ三度ツゝ、飼可レ申候

一 鶴・児鶴見分様之事

鶴ハ相たい(対)萬(萬)かさ大キク、はし(嘴)ふとく、足大きく有レ之也、

児鶴ハ相たい小さく、はしほ(細)そく足もほそく」小さく候、

以上

六月十七日

水上八左衛門

伊藤十右衛門

去冬中被レ為ニ仰付(付)候通り、遠藤七左衛門様御代官所「上州大笠村  
浅間腰山御巣鷹見方へ私共罷越、」巣をろしの仕形委細見ならい申  
候、則(すなわち)浅間腰山御巣鷹見方(おずたかみ)右之通り御書付写シ取り」所持仕  
候ニ付、乍(はばかり)憚(ながら)書付を以御(ちやうしん)註進仕候、以上

寅三月

上州甘樂郡山中領

檜原村之内浜

平

朝比奈權左衛門様

御役所

野栗沢村

同 弥四郎 同 孫右衛門

安左衛門

同 甚兵衛

平左衛門

同 平助

七郎兵衛

同 重助

同 弥四郎

同 茂兵衛

同 重助

同 弥四郎

同 茂兵衛

同 重助

同 弥四郎

同 茂兵衛

同 重助

同 孫三郎

同 断

神原村

万助

佐右衛門 甚左衛門

平原村之内八倉

右之通り差上候(ひかえ)扣也